本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（外務省）

1　中東アフリカ局アフリカ第一課及びアフリカ第二課の所掌事務についてそれぞれ所要の改正を行うこととした。（第六一条及び第六二条関係）

2　この政令は、平成二三年七月九日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（環境省）

1　特定被災市町村が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）であって環境省令で定めるものを市町村以外の者に委託する場合における委託の基準の特例を定めることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一号中「マリ」の下に「、南スーダン」を加える。

第六十二条第一号中「、スーダン」を削る。

附　則

この政令は、平成二十三年七月九日から施行する。

外務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

附則に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の特例）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により特に必要となった一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）であって環境省令で定めるものを市町村以外の者に委託する場合における第四条及び第四条の三の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、第四条第一号中「受託業務」とあるのは「受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）」と、同条第三号中「自ら」とあるのは「自ら又は環境省令で定める基準に従つて他人に委託して」と、同条第四号中「基本的な計画の作成を委託しない」とあるのは「基本的な計画（処分又は再生の場所及び方法を含む。）の作成を委託したときは、当該一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生の開始前に、当該計画の内容が環境省令で定める基準に適合するものであることを確認する」と、同条第七号中「委託するとき」とあるのは「委託するとき（第四号に規定するときを除く。）」と、同条第九号中「第七号」とあるのは「第四号に規定する基本的な計画に記載され、又は第七号」と、同号イ⑵中「受託者」とあるのは「受託者（当該受託者が一般廃棄物の処分又は再生を委託しようとする者を含む。）」と、第四条の三第二号中「受託者」とあるのは「受託者（当該受託者が受託業務を委託する場合における当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、当該委託を受ける者）」と、同条第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「適合しなくなつたとき」とあるのは「適合しなくなつたとき又は受託者から受託業務の委託を受けた者が前二号に定める基準に適合しなくなつたとき」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　江田　五月

内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○農林水産省令第四十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第六中「並びにレモン」を「、レモン並びにオア」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月八日

総務大臣　片山　善博

一　名　　称	平成二十三年度米国派遣訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十三年七月十一日から平成二十三年八月二十二日まで
三　派遣人数（概数）	七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ワシントン州、ハワイ州及びグアム並びにカナダブリティッシュコロンビア州

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二〇四五	仲　　隆	二三、六、一〇	本人からの申請